

公営企業会計による決算について

1. 地方公営企業の経営の原則
2. 公営企業会計の決算の特徴
3. 官庁会計と公営企業会計の決算書の違い
4. 決算関係書類の概要

1. 地方公営企業の経営の原則

<経営の基本原則>

● 地方公共団体 (地方自治法第2条第14項)

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

● 地方公営企業 (地方公営企業法第3条)

「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」

→**経営にあたり、公共性を重視するのが原則であるが、合わせて経済性(合理性と能率性)とのバランスを取ることが求められる**

◆公営企業とは？

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、直接経営する企業活動の総称(下水道事業のほか、水道事業、病院事業等も該当)

→一般行政事務:主として租税を財源に事務事業を実施

公営企業:利用者からの料金収入で事業活動実施

<財政上の原則>

1. 独立採算の原則と特別会計の設置 (地方財政法第6条、同施行令第37条、地方公営企業法第17条、第17条の2第2項)

地方公営企業の経費は、その経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てなければならない。→収入と支出が密接な地方公営企業の経理は、特別会計を設けて行うものとする。 関連性を有している

2. 経費の負担区分の原則 (地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2第1項)

経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(非能率的な経費)は一般会計(又は他の特別会計)において負担

→一般会計と下水道事業会計の間の財政規律の保持が求められる中、国(総務省)の地方公営企業に対する

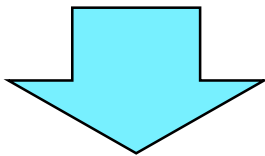
一般会計繰出基準により、一般会計が負担する基準額を計算

2. 公営企業会計の決算の特徴

下水道施設の老朽化に伴う経費の増加や今後の中長期的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少見込みといった今後の経営環境の大きな変化を踏まえ、経営状況の把握と分析を進め、中長期的な視点に立った経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ることで、**持続可能な経営を目指す**ことが必要であると判断し、**令和2年度から公営企業会計へ移行**

● 公会計の決算としての側面

収入・支出の予定額を定めた予算に対し、現実にはどのような収入・支出が行われたのか（**予算の執行実績**）を表示
予算と対比した執行実績は、決算書のうち決算報告書において、款・項までの大括りの区分で報告
ただし、地方公営企業の予算は収入及び支出の大綱を定める（地方公営企業法第24条第1項）もので、現金の支出を伴わない費用＜減価償却費・資産減耗費等＞については、予算の超過支出が認められているなど**予算が支出を統制するという側面は、官庁会計予算に比べると弱い**



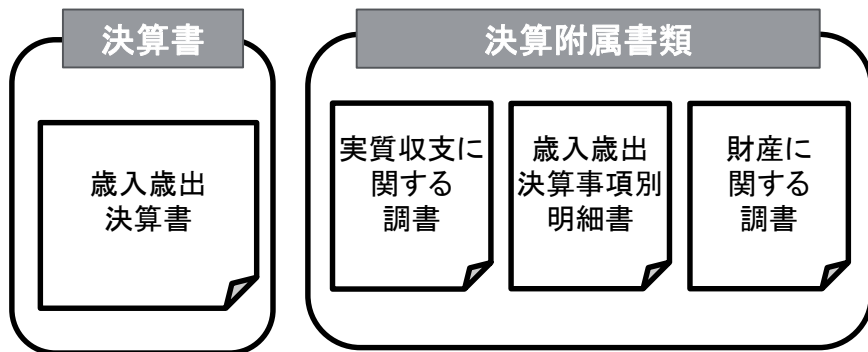
公営企業会計の決算の特色として、以下の企業の決算としての側面が重視される

● 企業の決算としての側面

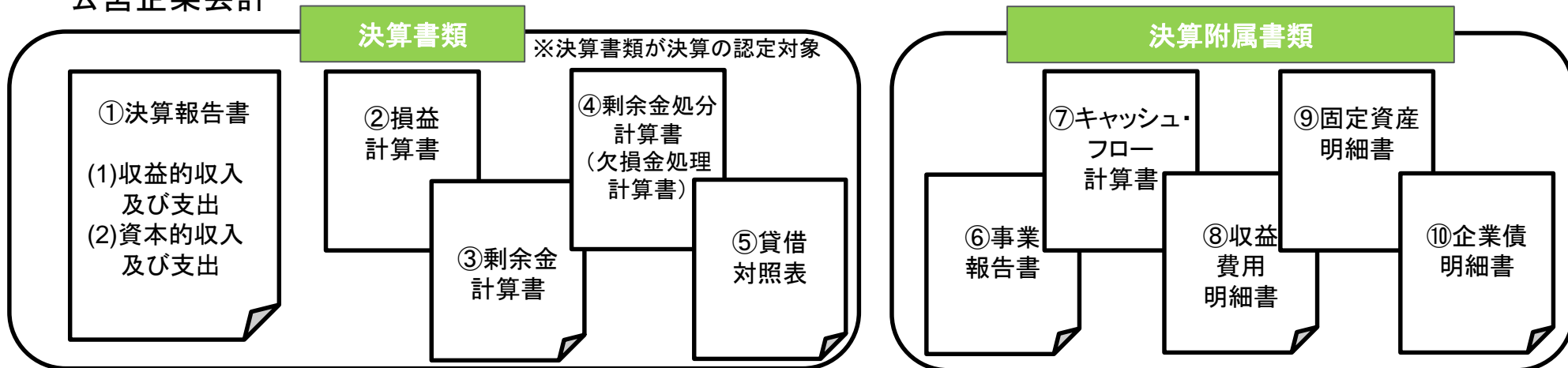
経営成績を示す損益計算書、財政状態を示す貸借対照表をはじめ、経営実績を決算書類として報告
企業の経営状況を明らかにし、翌事業年度以降の経営の方向性を検討するための基礎資料として活用

3. 官庁会計と公営企業会計の決算書の違い

官庁会計



公営企業会計



※令和2年度のみ、決算報告書に(3)特例的収入及び支出も記載

4. 決算関係書類の概要(1)

決算書類一覧

名称	説明	解説ページ
①決算報告書	「収益的収支」・「資本的収支」に区分した 予算の執行実績 を表す報告書	5-8ページ
②損益計算書	会計年度期間中(1年間)の 経営成績 を明らかにするため、全ての収益と費用を記載し、収益から費用を差し引いた損益(利益又は損失)を表示した報告書	9ページ
③剰余金計算書	資本のうち、 剰余金の年度中の増減内容 を示す報告書	10ページ
④剰余金処分計算書又は 欠損金処理計算書	剰余金計算書のうち、 未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)の処分(処理) についての計算書	11ページ
⑤貸借対照表	年度末時点の 財政状態 を明らかにするため、全ての資産・負債及び資本を表示した報告書	12ページ

決算附属書類一覧

名称	説明	解説ページ
⑥事業報告書	決算年度における下水道事業の 経営実績の概要 に関する報告書	14ページ
⑦キャッシュ・フロー計算書	会計年度期間中(1年間)の 資金の収入・支出に関する情報 を3つの活動区分別に表示した報告書	15ページ
⑧収益費用明細書	②損益計算書の 収益・費用 に関する内訳(科目別)の説明書	16ページ
⑨固定資産明細書	⑤貸借対照表の 固定資産 に関する内訳(科目別)の説明書	17ページ
⑩企業債明細書	⑤貸借対照表の 企業債 に関する内訳(年度別)の説明書	18ページ

4. 決算関係書類の概要(2)

① 決算報告書

「収益的収支」・「資本的収支」に区分した予算の執行実績を表す報告書

※令和2年度のみ、公営企業会計移行前年度の令和元年度決算を令和2年3月末で打ち切ったことに伴い、「特例的収支」も計上

収益的収支の消費税及び地方消費税について
 →決算報告書は、予算に対する執行実績を示すため、消費税込の金額で表示し、消費税を含めた総額での計上が義務付けられている予算と対比
 ※決算報告書以外では、収益的収支を消費税抜の金額で表示することから、同じ決算書の中で金額が異なる場合あり

<決算報告書のイメージ>

収益的収支

(1) 収益的収入及び支出
収入

→会計年度期間中の事業活動により発生した収益及び費用(現金の収支を伴わないものを含む)

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合計			
第1款 下水道事業収益	68,335,000	0	0	68,335,000	67,376,569	△ 958,431	
第1項 営業収益	67,258,000	0	0	67,258,000	66,248,928	△ 1,009,072	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 4,907,328円)
第2項 営業外収益	1,000,000	0	0	1,000,000	1,052,041	52,041	
第3項 特別利益	77,000	0	0	77,000	75,600	△ 1,400	(" 5,600円)

地方公営企業法第24条第3項の
規定による支出額
 →業務量の増加に伴い収入が増加する場合に、支出予算の枠を超えてそれに要する経費を支出した場合にその金額を計上

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流用 増減額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額	小計	地方公営企業法第26条 第2項の規定による繰 越額	合計				
第1款 下水道事業費用	62,522,000	0	0	0	0	62,522,000	0	62,522,000	60,335,784	0	2,186,216	
第1項 営業費用	53,288,000	0	0	0	0	53,288,000	0	53,288,000	52,222,084	0	1,065,916	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 1,592,984円)
第2項 営業外費用	8,104,000	0	0	0	0	8,104,000	0	8,104,000	8,063,700	0	40,300	
第3項 特別損失	50,000	0	0	0	0	50,000	0	50,000	50,000	0	0	
第4項 予備費	1,080,000	0	0	0	0	1,080,000	0	1,080,000	0	0	1,080,000	

地方公営企業法第26条第2項の
規定による繰越額
 →事故繰越しによる繰越があった場合に計上
 予算額の欄は前年度からの繰越額、決算額の右の欄は次年度への繰越額を表示

減価償却費など現金の支出を伴わない費用については、予算額を超える支出が認められていることから、決算額が予算額を超過し、不用額がマイナスとなる場合もあり

4. 決算関係書類の概要(3)

資本的支出の消費税及び地方消費税について
 →資本的収支は、現金の収支を伴うものを計上し、
 収支の不足額は補てん財源によって賄うという資金
 の流れを表すことから、収益的収支と異なり、決算報
 告書以外においても消費税込の金額で表示

(2) 資本的収入及び支出
 収入
資本的収支
 →資産・負債の増減に係る収入・支出のうち、現金の収支を伴うもの

区分	予算額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初 予算額	補正 予算額	小計	地方公営企 業法第26条 の規定による 支出額に係る 財源充当額	継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合計			
第1款 資本的収入	28,770,000	0	28,770,000	0	0	28,770,000	28,748,400	△ 21,600	
第1項 企業債	25,000,000	0	25,000,000	0	0	25,000,000	25,000,000	0	
第2項 補助金	3,500,000	0	3,500,000	0	0	3,500,000	3,500,000	0	
第3項 他会計負担金	270,000	0	270,000	0	0	270,000	248,400	△ 21,600	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 18,400円)

資本的収入
 →資本的支出の財源
 のうち、企業債・補助金
 ・負担金など企業外部
 から調達した収入

支出
建設改良費の繰越や事故繰越しによる繰越があった場合に計上

区分	予算額							翌年度繰越額			決算額	不用額	備考
	当初 予算額	補正 予算額	流用 増減 額	小計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	継続費通次 繰越額	合計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計			
第1款 資本的支出	48,107,000	0	0	48,107,000	0	0	48,107,000	0	0	0	44,771,284	3,335,716	
第1項 建設改良費	45,030,000	0	0	45,030,000	0	0	45,030,000	0	0	0	41,694,344	3,335,656	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 3,071,744円)
第2項 企業債償還金	3,077,000	0		3,077,000	0	0	3,077,000	0	0	0	3,076,940	60	

建設改良費
 →下水道管新設工事
 など固定資産の取得
 につながる支出

企業債償還金
 →過年度に借り入れ
 た企業債の元金償還
 金(利子償還金は収
 益的支出の支払利息
 に計上)

資本的収入額が資本的支出額に不足する額16,022,884円は、引継金7,188,753円、引継未収金4,665,204円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,053,344円及び当年度損益勘定留保資金1,115,583円で補てんした。

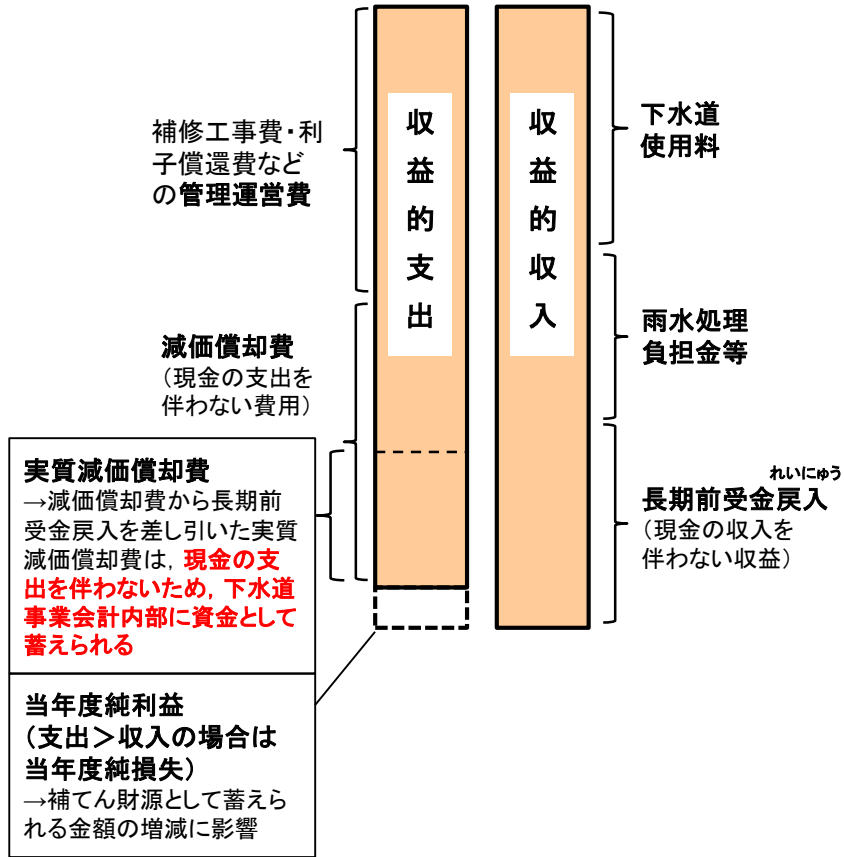
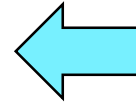
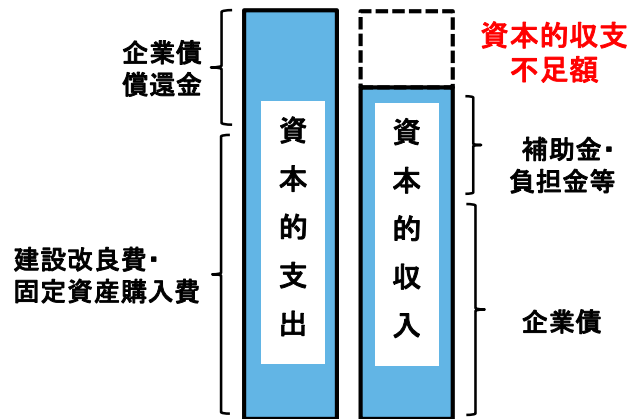
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(資本的収支不足額)を補てんした財源の内訳について、欄外に記載

4. 決算関係書類の概要(4)

(資本的収支)

(収益的収支)

資本的収入には、資本的支出の財源のうち、企業債の借入額など企業外部から調達した収入のみを計上する。このため、**資本的収支の不足額が発生**
 →主に収益的支出の減価償却費等の現金の支出を伴わない費用の計上により**下水道事業会計の内部に蓄えられた資金を補てん財源**として補てん



4. 決算関係書類の概要(5)

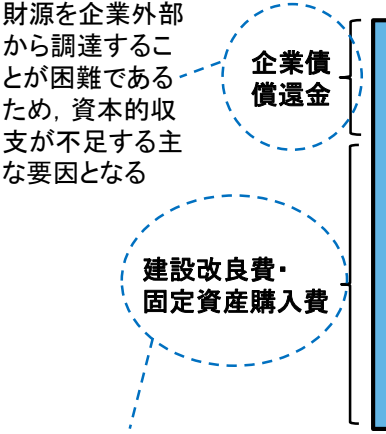
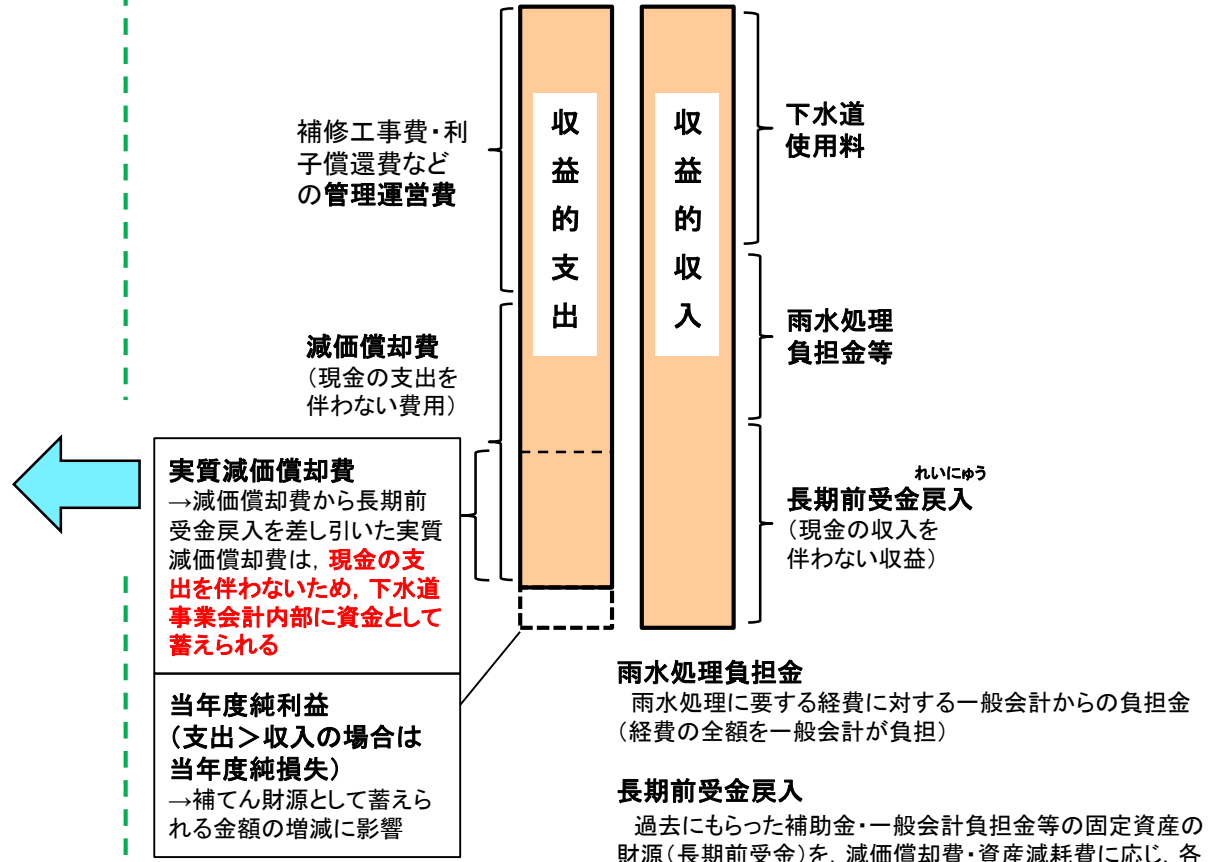
(資本的収支)

資産・負債の増減に係る
収入・支出のうち、現金の
収支を伴うもの

(収益的収支)

会計年度期間中の事業活動により発生した収益及び費用
※現金の収支を伴わないものを含む

資本的収入には、資本的支出の財源のうち、企業債の借入額など企業外部から調達した収入のみを計上する。このため、**資本的収支の不足額が発生**
→主に収益的支出の減価償却費等の現金の支出を伴わない費用の計上により**下水道事業会計の内部に蓄えられた資金を補てん財源**として補てん



主な財源を、企業債や補助金・負担金など企業外部から調達
※建設改良費・固定資産購入費として支出したものは、固定資産に計上。
次年度以降に、収益的支出の減価償却費として、費用化することとなる

資本的支出の財源として、企業外部から調達した収入を計上
※補助金・負担金等として収入したものは、負債科目の長期前受金(繰延収益)に計上。
次年度以降に、収益的収入の長期前受金戻入として、収益化することとなる

実質減価償却費
→減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた実質減価償却費は、**現金の支出を伴わないため、下水道事業会計内部に資金として蓄えられる**

当年度純利益 (支出>収入の場合は当年度純損失)
→補てん財源として蓄えられる金額の増減に影響

雨水処理負担金
雨水処理に要する経費に対する一般会計からの負担金(経費の全額を一般会計が負担)

長期前受金戻入
過去にもらった補助金・一般会計負担金等の固定資産の財源(長期前受金)を、減価償却費・資産減耗費に応じ、各年度の収益に分割して計上(=収益化)したもの。減価償却費の財源の一部となる

減価償却費
老朽化に伴う固定資産の経済的価値の減耗分を標準耐用年数の期間にわたり、各年度の費用に分割して計上(=費用化)したもの

4. 決算関係書類の概要(6)

②損益計算書

会計年度期間中(1年間)の経営成績を明らかにするため、全ての収益と費用を記載し、収益から費用を差し引いた“損益(利益又は損失)”を表示した報告書

損益計算書と収益的収支の関係

→損益計算書は、消費税及び地方消費税の影響を除いた税抜きの収益的収支と同額

※議案では、損益計算書(消費税抜)と決算報告書の収益的収支(消費税込)の金額の対応関係がわかるよう、注記

公営企業の「利益」の意味

→資本的支出の補てん財源や積立金として、企業債の償還や建設改良費(設備投資)の支出のために活用<住民のために活用する公共的・社会的必要余剰>
 ※損益が赤字であった場合(損失が発生した場合)は、補てん財源として蓄えられる資金が減少

出典: 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)

平成〇〇年度××町下水道事業損益計算書(イメージ) (平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで)	
1 営業収益	61,341,600
下水道使用料	34,575,600
雨水処理負担金	23,049,000
受託事業収益	3,413,000
その他営業収益	304,000
2 営業費用	50,629,100
管渠費	6,161,750
処理場費	18,486,950
受託事業費	3,490,000
総保費	13,565,600
減価償却費	8,146,800
資産減耗費	605,000
その他営業費用	173,000
営業利益	10,712,500
3 営業外収益	1,052,164
受取利息及び配当金	213,140
長期前受金戻入	614,000
雑収益	225,024
4 営業外費用	7,799,700
支払利息及び企業債取扱諸費	7,708,200
雑支出	91,500
経常利益	3,964,964
5 特別利益	70,000
固定資産売却益	70,000
6 特別損失	50,000
減損損失	50,000
当年度純利益	3,984,964
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	0
当年度未処分利益剰余金	3,984,964

消費税抜

3つの段階で利益を把握
利益 = 収益 - 費用

①営業利益

通常の業務活動の損益の結果が表示されます。

営業収益 - 営業費用

②経常利益

通常の業務活動に関する損益に加えて資金調達等に関する損益の結果が表示されます。

営業利益 + 営業外収益 - 営業外費用

③当年度純利益

1年間の全ての損益の結果が表示されます。

総収益 - 総費用

= 経常利益 + 特別利益 - 特別損失

4. 決算関係書類の概要(7)

③剰余金計算書

資本のうち、剰余金の年度中の増減内容を示す報告書

<剰余金計算書のイメージ>

消費税抜

損益計算書と一致

	資本金	剰余金						資本合計
		資本剰余金			利益剰余金			
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	197,657,757	32,742,868	38,800	32,781,668	0	0	0	230,439,425
処分後残高	197,657,757	32,742,868	38,800	32,781,668	0	[繰越利益剰余金] 0	0	230,439,425
当年度変動額	0	0	0	0	0	3,984,964	3,984,964	3,984,964
当年度純利益	0	0	0	0	0	3,984,964	3,984,964	3,984,964
当年度末残高	197,657,757	32,742,868	38,800	32,781,668	0	[当年度未処分 利益剰余金] 3,984,964	3,984,964	234,424,389

利益剰余金は、未処分利益剰余金と積立金で構成

・未処分利益剰余金

→公営企業の経営活動の結果として生じた利益の累積額のうち、使い道を特定していないもの
未処分利益剰余金がマイナスの場合は、「未処理欠損金」となる。

・積立金

→使い道を特定した利益剰余金(=処分済利益剰余金)

貸借対照表と一致

前年度に資本金・剰余金の処分(使い道の特定)を行った場合には、前年度処分額の欄を追加

4. 決算関係書類の概要(8)

④ 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

③剰余金計算書のうち、未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)の処分(処理)についての計算書

※処分: 使い道を特定すること

剰余金計算書の当年度末残高と一致

<剰余金処分計算書のイメージ> 消費税抜

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	197,657,757	32,781,668	3,984,964
議会の議決による処分額	0	0	△3,984,964
減債積立金への積立	0	0	△3,984,964
処分後残高	197,657,757	32,781,668	(繰越利益剰余金) 0

出典: 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)

- ・利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合は、その使い道を示す名称の科目に積み立てなければならない(減債積立金, 建設改良積立金, 利益積立金など)
- ・積み立てた積立金をその目的以外の使い道に使用する場合は、議会の議決が必要

<欠損金処理計算書のイメージ> 消費税抜

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	55,000,000	0	△2,500,000
利益積立金からの繰入	0	0	2,000,000
処理後残高	55,000,000	0	(繰越欠損金) 500,000

出典: 公営企業の実務講座(地方財務協会)

・当年度未処分利益剰余金を処分する場合は、上表の「剰余金処分計算書」により、議会の議決を経なければならない

・当年度未処理欠損金があり、その欠損金を補てんする場合は、下表の「欠損金処理計算書」により、欠損金の処理状況を報告
→令和2年度決算は欠損金処理計算書で報告

・未処分利益剰余金(未処理欠損金)の処分(処理)を行わない場合であっても、それを行わなかったことを示すため、本計算書を作成

・前年度末に欠損金(繰越欠損金)があり、当年度に利益(当年度未処分利益剰余金)が生じた場合は、議会の議決を経ることなく、その利益で繰越欠損金を埋めなければならない

・前年度末に利益(繰越利益剰余金)があり当年度に欠損が生じた場合は、議会の議決を経ることなく、その利益で当年度に生じた欠損金を埋めなければならない

4. 決算関係書類の概要(9)

⑤貸借対照表

年度末時点の財政状態を明らかにするため、全ての資産・負債及び資本を表示した報告書

平成〇〇年度××町下水道事業貸借対照表(イメージ) 消費税抜
(平成△△年3月31日)

資産は、企業により所有され、一定の経済的価値を有する全てのもの

【資産の部】		【負債の部】	
	金額		金額
固定資産	385,647,047	固定負債	158,850,390
有形固定資産	385,085,147	企業負債	157,799,790
土地	10,129,996	リース債務	321,600
建物	70,396,056	退職給付引当金	729,000
構築物	264,806,815	流動負債	8,910,218
機械及び装置	41,063,839	企業負債	3,007,850
車両運搬具	2,119,011	リース債務	160,800
工具、器具及び備品	2,898,130	未払金	5,556,588
リース資産	1,725,000	未払費用	8,000
建設仮勘定	0	前受金	32,000
減価償却累計額	▲8,053,700	賞与引当金	50,000
無形固定資産	541,900	その他流動負債	95,000
借地権	261,600	繰延収益	3,807,000
地上権	58,600	長期前受金	4,421,000
特許権	29,300	収益化累計額	▲614,000
施設利用権	192,400	負債合計	171,567,608
投資その他の資産	20,000	資本の部	金額
投資有価証券	20,000	資本金	197,657,757
流動資産	20,344,950	剰余金	36,766,632
現金預金	6,745,394	資本剰余金	32,781,668
未収金	10,842,396	再評価積立金	32,742,668
貸倒引当金	▲209,000	受贈財産評価額	38,800
貯蔵品	2,916,160	利益剰余金	3,984,964
前払費用	50,000	減価積立金	0
		当年度未処分利益剰余金	3,984,964
資産合計	405,991,997	資本合計	234,424,389
		負債・資本合計	405,991,997

有形固定資産
→土地・建物・管路施設等の構築物等の経済的価値を評価し、資産として計上(=資産化)したもの

無形固定資産
→他市の建設工事を負担金として負担した場合などに有する法律上の権利を資産化したもの
(流域下水道に対する建設改良負担金、三鷹市雨水貯留施設建設負担金等)

流動資産
→現金預金、未収金(貸倒引当金をマイナス表示)、前払費用などで構成

※貸倒引当金
→年度末時点の未収金等の債権のうち、回収することが困難と予想される額を見積もって計上したもの

左半分は「企業の持ちもの」
企業の財産がどのような状態で、いくらあるか把握できます。

右半分は「資産の源泉」
企業の財産がどのような財源でつくられたか把握できます。

固定負債及び流動負債は、**今後返済が必要となる財源(将来世代が今後負担)**

固定負債
→1年を超えて(翌々年度以降)支払期限が到来する債務
R2予算の場合: R4年度以降に返済

流動負債
→1年以内(翌年度)に返済する債務
R2予算の場合: R3年度中に返済

繰延収益は、工事等を行ううえで**過去にもらった財源(補助金・負担金等)を長期前受金として計上し、固定資産の耐用年数に応じ将来に繰り延べるもの<返済が不要な、会計上の負債>**

資本の部の科目は、**返済が不要な財源(現世代が負担)**

資本金
→公営企業会計移行当初時点では、資産合計額から負債合計額及び剰余金を差し引いた額

剰余金
→資産合計額から負債合計額を差し引いた額(企業の正味財産)のうち、資本金を超えた額
・資本取引から生じる「資本剰余金」
・毎事業年度の利益を源泉とする「利益剰余金」で構成

出典: 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)

資産の合計額 = 負債の合計額 + 資本の合計額

4. 決算関係書類の概要(10)

下水道事業会計決算に係る注記事項

財務諸表の作成にあたり採用した会計処理の基準及び手続を、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、注記

- 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - ・固定資産の減価償却の方法
減価償却の方法(定額法)、資産の主な耐用年数について記載
 - ・引当金の計上方法
退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金について記載
 - ・消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式であることを記載
- キャッシュ・フロー計算書に関する注記（令和2年度決算では該当なし）
 - ・資金の増加又は減少を伴わない取引のうち、重要な影響を与えるものが生じた際に記載
- 貸借対照表に関する注記
 - ・企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額を記載
- セグメント情報に関する注記(本市では区分していない)
 - ・企業活動を事業活動の特徴等により区分した事業単位の情報を記載
(例)公共下水道、特定公共下水道、農業集落排水施設等に区分
雨水処理事業と汚水処理事業に区分
- その他の注記（令和2年度決算では該当なし）
 - ・減損損失、リース契約により使用する固定資産、重要な後発事象などが生じた際に記載

4. 決算関係書類の概要(11)

事業報告書様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業報告書

⑥事業報告書

決算年度における下水道事業の経営実績の概要に関する報告書

経営実績のほか、工事实績、業務実績、重要な契約の要旨や
企業債の概況などの会計実績等を記載
※事務報告書にも、本報告書以外の主な業務実績を掲載

R2決算の業務量の実績、企業債の概況を、議案等説明会資料3
4ページ・9ページに記載

- 1 概 況
 - (1) 総 括 事 項
 - (2) 議 会 議 決 事 項
 - (3) 行 政 官 庁 認 可 事 項
 - (4) 職 員 に 関 す る 事 項
 - (5) 料 金 そ の 他 供 給 条 件 の 設 定、 変 更 に 関 す る 事 項
- 2 工 事
 - (1) 建 設 工 事 の 概 況
 - (2) 改 良 工 事 の 概 況
 - (3) 保 存 工 事 の 概 況
- 3 業 務
 - (1) 業 務 量
 - (2) 事 業 収 入 に 関 す る 事 項
 - (3) 事 業 費 に 関 す る 事 項
 - (4) そ の 他 主 要 な 事 項
- 4 会 計
 - (1) 重 要 契 約 の 要 旨
 - (2) 企 業 債 及 び 一 時 借 入 金 の 概 況
 - (3) そ の 他 会 計 経 理 に 関 す る 重 要 事 項
- 5 附 帯 事 項
 - (1) 何 事 業 の 概 況
- 6 そ の 他
 - (1) 決 算 日 後 に 生 じ た 企 業 の 状 況 に 関 す る 重 要 な 事 実
 - (2) そ の 他

4. 決算関係書類の概要(12)

⑦キャッシュ・フロー計算書

会計年度期間中(1年間)の資金の収入・支出に関する情報を3つの活動区分別に表示した報告書

平成〇〇年度××町下水道事業キャッシュ・フロー計算書(イメージ)
(平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	3,984,964
減価償却費	8,146,800
減損損失	50,000
長期前受金戻入額	▲ 614,000
受取利息及び配当金	▲ 213,140
支払利息及び企業債取扱諸費	7,708,200
固定資産除却損	557,000
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 70,000
未収金の増減額(▲は増加)	▲ 2,541,698
未払金の増減額(▲は減少)	2,066,074
たな卸資産の増減額(▲は増加)	▲ 30,959
引当金の増減額(▲は減少)	968,000
その他流動資産の増減額(▲は増加)	▲ 25,000
その他流動負債の増減額(▲は減少)	▲ 10,000
小計	19,976,241
受取利息及び配当金	213,140
支払利息及び企業債取扱諸費	▲ 7,708,200
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,481,181
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 38,396,800
有形固定資産の売却による収入	300,000
無形固定資産の取得による支出	▲ 65,000
一般会計等繰入金による収入	3,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 34,661,800
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	25,000,000
企業債の償還による支出	▲ 3,076,940
リース債務の支払額	▲ 160,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,762,260
資金増加額(又は減少額)	▲ 418,359
資金期首残高	7,163,753
資金期末残高	6,745,394

業務活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務活動の実施による資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支が表示されます。

投資活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却の収支が表示されます。

財務活動によるキャッシュ・フロー

増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支が表示されます。

<キャッシュ・フロー計算書の読み方の例>

	業務活動 CF	投資活動 CF	財務活動 CF	概要
①	プラス	マイナス	マイナス	本業の業績は概ね良好であり、有利子負債(企業債)残高を減少させつつ建設改良に係る投資も実施しているため、比較的良好な経営状況にあると想定される
②	プラス	マイナス	プラス	本業の業績は概ね良好であるが、建設改良に係る投資財源を有利子負債(企業債)に依存し、かつその残高が増加しているため、今後の返済負担増加が想定される
③	マイナス	マイナス	プラス	本業の業績が厳しく、建設改良に係る投資財源に加え、日常の運転資金も有利子負債(企業債)に依存している可能性があるなど、資金繰りが非常にタイトになっていると想定される

出典: 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)

4. 決算関係書類の概要(13)

⑧収益費用明細書

②損益計算書の収益・費用に関する内訳(科目別)の説明書

＜収益費用明細書のイメージ＞

収益

(消費税抜, 単位: 円)

款	項	目	節	金額	備考
1		下水道事業収益		4,360,029,701	
	1	営業収益		2,970,932,540	
		1 下水道使用料		1,859,770,943	
			1 下水道使用料	1,859,770,943	現年賦課分
		2 雨水処理負担金		1,059,948,725	
			1 雨水処理負担金	1,059,948,725	一般会計負担金
		90 その他営業収益		51,212,872	
			1 手数料	625,000	指定下水道工事店申請等手数料
			3 維持管理負担金	3,568,909	府中市維持管理負担金
			4 雑収益	47,018,963	下水道使用料徴収委託前年度精算金
	2	営業外収益		1,387,973,961	
		1 受取利息及び配当金		8,515	
			1 預金利息	8,515	
		2 他会計負担金		33,138,277	
			1 他会計負担金	33,138,277	一般会計負担金
		5 長期前受金戻入		1,352,040,649	

損益計算書(消費税抜の収益的収支)と対応する款・項・目・節までの金額及び節ごとの積算内訳を表示

※資本的収支の主な内訳については、
・決算関係書類の事業報告書
・事務報告書
に記載

4. 決算関係書類の概要(14)

⑨固定資産明細書

⑤貸借対照表の固定資産に関する
内訳(科目別)の説明書

<固定資産明細書のイメージ>

消費税抜

貸借対照表の有形固定資産と一致

資産の種類	年度当初 現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却 未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
土地	10,129,996	0	0	10,129,996	—	—	—	10,129,996	
建物	12,559,256	57,836,800	0	70,396,056	330,541	0	330,541	70,065,515	
構築物	244,856,815	20,000,000	50,000	264,806,815	6,444,265	0	6,444,265	258,362,550	
機械及び装置	41,063,839	0	0	41,063,839	1,080,739	0	1,080,739	39,983,100	
車両運搬具	2,349,011	0	230,000	2,119,011	61,822	0	61,822	2,057,189	
工具、器具及び備品	3,455,130	0	557,000	2,898,130	90,934	0	90,934	2,807,196	
リース資産	1,725,000	0	0	1,725,000	45,399	0	45,399	1,679,601	
建設仮勘定	39,420,000	38,416,800	77,836,800	0	—	—	—	0	
合計	355,559,047	116,253,600	78,673,800	393,138,847	8,053,700	0	8,053,700	385,085,147	

開始貸借対照表の有形固定資産と一致

貸借対照表の減価償却累計額と一致

- ・固定資産の増加額には、資本的支出のうち建設改良費(消費税及び地方消費税を除いた額)のほか、受贈資産等が含まれる
- ・固定資産の減少額には、資産を除却した際の資産減耗費も含まれる

出典: 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)

4. 決算関係書類の概要(15)

⑩企業債明細書

⑤貸借対照表の企業債に関する
内訳(年度別)の説明書

<企業債明細書のイメージ>

種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	発行価額	利率	償還終期	備考
			当年度償還高	償還高累計					
●●年度 財政融資資金	▲▲.3.20	60,000,000	1,984,510	56,268,125	3,731,875	—	年1.8%	××.3.31	
●●年度 市場公募	●●.11.14	48,000,000	1,092,430	30,924,235	17,075,765	—	"	××.10.31	
▲▲年度 財政融資資金	▲▲.5.1	75,000,000	0	0	75,000,000	—	年2.2%	■.3.31	
▲▲年度 市場公募	▲▲.10.1	40,000,000	0	0	40,000,000	—	"	■.9.30	
○○年度 市場公募	△△.3.29	25,000,000	0	0	25,000,000	—	年0.7%	□□.3.30	
計		248,000,000	3,076,940	87,192,360	160,807,640 (160,807,640)				

貸借対照表の企業債（流動＋固定）と一致

出典：地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)